

議案第 12 号

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 25 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う改正

飛驒市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する 条例

飛驒市職員の育児休業等に関する条例（平成16年飛驒市条例第48号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

附 則

この条例は令和7年4月1日から施行する。

飛驒市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第18条 略 （部分休業の承認） 第19条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条第32項</u>において読み替えて準用する同条第29項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 以下 略	第1条～第18条 略 （部分休業の承認） 第19条 略 2 略 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）<u>第61条の2第20項</u>の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。 以下 略

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
担当部	総務部
提案理由	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う改正
制定改廃の根拠等	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）の施行に伴い所要の改正を行うもの。
条例の概要	【改正の趣旨】 上位法の改正に伴い、同法から引用して規定していた条項に条項ずれが生じたため、引用条項番号を改正するもの。 【改正の内容】 「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。 （第19条関係）
市民への影響等	特になし
施行日	令和7年4月1日
備考	